

## 会 議 録

会 議 名	平成29年度 第2回目黒区住宅政策審議会
日 時	平成29年12月5日(火) 午前9時30分～11時30分
場 所	目黒区総合庁舎本館1階 E会議室
出 席 者	1 委員(12名) 中島明子、松本暢子、村山武彦、山本美香、そうだ次郎、いいじま和代、森美彦、青木早苗、たぞえ麻友、東川邦昭、岡川行利、河野昌善(敬称略) 2 区(事務局) 都市整備部長、住宅課長、事務局
欠 席 者	山科久夫、渡部正輝、雑賀成元(3名)
傍 聴 者	1名
配布資料	<b>【机上配付資料】</b> ○平成29年度第2回目黒区住宅政策審議会次第 ○平成29年度第2回目黒区住宅政策審議会出欠表 ○平成29年度第2回目黒区住宅政策審議会座席表 ○資料 目黒区住宅マスタープラン改定素案について <b>【事前配付資料】</b> ○資料 目黒区住宅マスタープラン改定素案
会議次第	1 開会 2 報告 (1) 目黒区住宅マスタープラン改定素案について (2) その他 3 閉会
会議の結果及び主な意見(要旨)	1 開会 (1) 委員15名中12名の出席で本会議は成立を確認。 (2) 議事録署名人として会長及びそうだ委員を指名。 (3) 傍聴は1名を承認。  2 報告 (1) 目黒区住宅マスタープラン改定素案について 会長 本日は、これまでの審議会での議論を踏まえ、「目黒区住宅マスタープラン改定素案」が作成されたので、その報告を頂く。報告内容について委員より質問があれば、答えて頂くという流れとなる。 住宅課長 資料により「目黒区住宅マスタープラン改定素案について」及び「目黒区住宅マスタープラン改定素案」を説明。 委員 55～59ページの住宅セーフティネットの対象について、具体的に示さないのか。住宅確保要配慮者の対象が広げられたが、住宅セーフティネットの対象世帯が目黒区内にどの程度存在するのか。前回の質疑では「実態把握につい

ては色々な指標により検討する」と回答されたが、状況は如何でしょうか。

住宅課長 本計画の見直しは基本的に10年間をベースとしている。ただし、対象者は時代背景等により変わるであろうが、これ以上具体的に書くのは、想定のないものなので「等」と括っている。

委員 統計的数値に基づかず、本当に住宅のことで困窮している人々の実態、課題を把握する必要がある。把握の手法について今後の課題としていたと思うが、具体的な方向性は提示できるか。

住宅課長 前問にも関連するが、実態把握は経費的にも技術的にも一定程度確立されたものでないと、闇雲に実施したデータでは使いづらいものとなる恐れがある。色々な指標を重ね合わせて実態を把握することも方法の一つであるという意味である。

委員 今回空き家調査を実施したが、空き室についてはすっぱり抜けてしまっている。区民住宅の空き室問題も絡んでいるので、空き室についての言及、また状況について伺いたい。

住宅課長 今回の空き家調査は外観目視で実施できた。一方で空き室の場合、例えばマンションの空き室については、近年マンションの形すら外観から分からないようなものも多いため、空き室の判断をするのは技術的に不可能な状況である。空き室調査については法的な環境整備も含め、まだ調査等ができる段階ではないと思っている。

委員 以前の審議会で、かつての住宅政策審議会で提出した建議について尋ねると、住宅課長から「まだ生きている」と回答を頂いた。生きているのであれば、今回の改定に際する建議への対応について伺いたい。例えば「高齢者、障害者世帯への家賃助成に対しては、資格要件を欠くまで継続して助成する制度を作ること」、「住宅確保要配慮者に対し、立ち退き要求を受けた、あるいは契約更新を拒まれた場合、困窮度の高い世帯に対する支援として、円滑な住み替えができるように家賃助成を確実にする」、「国や都に対し、公営住宅の拡充、それを補完するための家賃助成制度の創設を要求すること」、「目黒区が先進的に実施してきた家賃助成制度に対する財政支援についても強く要望すること」と建議している。以上の建議が未実施となっているが、住宅マスタープランではどのような扱いになっているのか。

住宅課長 建議が生きている、生きてないという言い方も難しい。この計画は基本計画なので、できるものとできないもの、さらに、すぐにできるものとできないものが当然ある。ただし、きちんと受けとめさせて頂くという姿勢は持っている。そういう意味では「生きている。」と申し上げた。

会長 国や都への要望については、具体的に課長会等にて何か取り組んでいるのか。

住宅課長 行政は一定の組織となっているため、意見を国に上げるときもその仕組みを活用するが、全ての提案が国に上がることはなく、途中段階で精査される。なかなか住宅という細々としたものが国に上がらない状況だが、23区には共通の課題を持つ住宅担当課長会があるので、そこで常に要望を述べていく姿勢でいる。目黒区から直接国へ要望することは、余程のことでない限り、

今の行政環境下ではあまりないことかと思う。

都市整備部長 基本的に建議というのは重く受け止めるのも勿論だが、建議があるから実行しなければならないというものではないことをご理解頂きたい。

委員 建議に関連して、公的住宅に代わる家賃補助を目黒区の中では拡充してほしいということである。見守り等のソフトな居住支援も実施しないと、単にお金だけ渡すのでは高齢者は自立できない。そのような面が改定素案に若干反映されていると私は理解できるが、今後もその主旨を残して頂けたらと思う。

委員 12 ページにて、人口と世帯の推計値が明確に示されていないが、将来どのような人口推移になるのか知りたい。通常 12 ページのような箇所に人口推計を示すと思うが、書いていないのは何か意味があるのか。

都市整備部長 区では「ひと・まち・しごと総合戦略」にて人口推計を行っており、平成 34 年から人口が若干減少していくというような推計となっている。

委員 計画の中に人口推計が書かれていないことが気になった。特に住宅の計画なので、世帯数がどのように変容するのか気になる。「何年に減少に転じる」と書く、書かないというのではなく、将来を見越してはいないのかと思った。

都市整備部長 人口ビジョンも想定しながら、それを見て整理していくと思う。

委員 「多様な世帯の居住支援」という課題に対応する施策は恐らく色々な箇所に散らばっていると思われる。例えば 57 ページ (2) 住宅セーフティネットに関する施策の中に「多様な世帯への居住支援」が入っているが、課題をどのように整理したのか。57 ページ (2) の「多様な世帯」は、課題の「多様な世帯」と同義なのか。

委員 この質問については、私も確認したかった。「多様な世帯」とは広い意味のものなのか、あるいは住宅セーフティネットの確立が困難な世帯の範囲のことを指しているのか。また、55 ページ (1) のタイトルに「民間住宅の活用」が入っているが、具体的な施策としては何も書かれていない。

住宅課長 「多様な」というのは、よく考えられる世帯のことではない。社会が複雑化し様々な生活環境が存在することから、例えば「母子」ではなく「ひとり親」というように男性親単独による子育て世帯等、住生活も様々な形態があると思われる。そのような特徴的な形態も含め、広い意味での「多様な世帯」という意味付けである。

都市整備部長 「多様な」について、住宅確保要配慮者を定義するためにも、住宅施策と福祉施策が連携しないと、対象の層が拾い出せないという問題がある。今後も時代背景と社会状況により、様々な住宅確保要配慮者が発生することがあると思われるので、国の法律にもある通り、福祉分野と住宅分野がタックを組む作業を進めていく。各役割分担については福祉分野と連携して整理する。「多様な」を住宅確保要配慮者の対象へといつ移行させていくか等については、次の改定の中で判断をしていくことかと思う。

委員 第 2 章 3 にて、住宅・土地統計調査結果等を踏まえて住宅や住環境を取り巻く主な課題についてまとめられているが、これらの課題と施策との関係性が分かりやすく理解できるような見取り図を作る予定はあるか。例えば、31 ペ

ージのウに出てくる課題について、施策でどのように取り扱っているのかが、すぐには分からない。場合によっては、課題には取り上げているが、施策ではあまり触れられていないものもあり、逆に課題ではあまり強調していない内容が、施策では具体的に書かれているものもある。そのあたりの関係性について伺いたい。

住宅課長 課題については、当審議会におけるデータをまとめたものを引き継ぐ形で、本計画の中で課題として落とし込んでいます。ただし、課題に対して行政が具体的な施策を展開するときに、実施しやすいものとしにくいものが存在するので、課題と施策の関係で分かりづらいものがあるのかと思う。したがって、粒が揃っていない中で、誤解なく分かりやすい一表にすることは、正直難しい。その状況を踏まえているのが48ページの体系図になる。この程度の図が限界かと思っている。

会長 例えば環境に関する課題が具体的取組でどのようにつながっていて、その関係性を示す線が太いか細いかどうか、それらを示す図を作るのかという質問だった。つながりが分かるように図等をどこかで作っていければよいのではないかという感想を述べておく。

住宅課長 補足をすると、第5次計画では他の所管の計画に大きく踏み込んでいる内容があり、非常に分かりづらいという指摘もあった。そこで住宅のイメージが付きやすいものに一旦整理しようという動きとなったため、コミュニティ絡みは外してきた。環境についても、区に環境の所管もあるので、そちらの計画との整理については、工夫や配慮が必要かと思っている。実際、課題でないところから施策が出ているものもあるが、本計画を作る際には住宅所管だけでなく他の所管が各々取り組んでいる事業も提示しているため、今質問にあったような状況が発生している。

委員 行政が他の所管と連携して取り組んでいるということは理解しているが、この住宅マスタープランだけを見ると、第2章と第3章との間に結構なギャップがある。課題にはあるが、その内容は他の所管で対応するということ分かるようにしてもよいのではないかと思う。

会長 それは結構大事なことなので、検討してもらえればと思う。

住宅課長 そもそも改定素案の組み立てについてだが、まず審議会からの答申を下敷きにして作成するという流れがある。先ほどの指摘に関しては、具体的にどのように対応するとは回答できないが、そのような話があったことは受けとめ、改定素案の本編で取り入れるか、概要版でいくかは、中々難しいが少し検討させていただくということで、この場ではご理解頂ければと思う。

会長 区民の感覚からしても、説明が必要ではないかと思う。

委員 目黒区は何ができるかという、まさに住宅セーフティネットではないかと思う。ここが最もきちんとできる範囲であり、職分かと思うので、今回の答申でこの部分が強調されていることはよかったと思う。ただ、実施するための条件が難しいかと思う。第一は、住宅セーフティネットをどこまでの範囲で実施するのか、その範囲を具体的に計画に入れるべきかという問題につい

て。第二に、実行する概念だけでよいのか、あるいはもう少し実行内容を具体的書き込むのかどうか。例えば、地域包括支援センター等にももう少し権限を与えれば、彼らが困った人たちの実態を把握し、そこに来た人々を支援するというような取組みができるのではないか。そのような内容について、この計画に入れるべきかどうか。第三に、財源の問題がある。範囲を拡大すればするほど、財源が必要となる。そこで私の提案なのだが、区営住宅を減らしていくのはどうか。それらを売却し、住宅セーフティネットの財源に回すという取組みが一つできるのではないか、というのが私の持論である。

委員 2 ページの計画の位置付けを見たときに、ここに地域福祉計画が入っていない。地域福祉計画は、所謂コミュニティづくりの部分を中心にした計画であり、社会福祉法改正の中で任意計画から努力義務へと位置付けが上がっている計画である。地域福祉計画との関連について書き加えれば、「コミュニティづくりは入れにくい」という問題も軽減できるのではないか。また、今のコミュニティづくりでいうと、社会福祉協議会の名前も挙がってこないというのは、残念な気もする。社会福祉協議会は、地域づくりやコミュニティづくりにおける地域福祉の推進役として社会福祉法にも位置付けられている団体であり、また目黒区で今回肝とされている内容の部分でもあるので、簡単にでも取り上げられればとよいのではないかと思う。

住宅課長 マスタープランというのは、基本計画であり、具体的に何を実施すると記載するものでもなく、方向性や考え方を示すことがまず基本だと思う。住宅セーフティネット絡みで言うと、58 ページのAの一番下「住宅確保要配慮者の・・・」の部分で、「国の新たな住宅セーフティネット制度や、・・・より効果的で効率的な運営のあり方や仕組みについて調査・研究します。」と示している。福祉との連携が必要だということは充分承知しているので、この部分でそのことを意味付けして書いている。社会福祉協議会がどうか等具体的なものではなく、あくまで仕組みについて調査・研究をするということは検討している。前回も述べたように、協議会ありきではなく、協議会が行う事業自体を目黒区主体で既に多く取り組んでおり、協議会がある状態よりも結果が出ている部分もある。それを踏まえ、効果的・効率的なあり方や組織のあり方、仕組みづくりについて、調査・研究するという、福祉との連携を視野に入れた記載になっている。

委員 居住支援協議会のことではなく、社会福祉協議会のことを言っている。

都市整備部長 目黒区にも社会福祉協議会はあり、NPOの支援にも取り組み、通常の社会福祉協議会の役割である地域医療・福祉関連のサポートを行っている。しかし現段階では、ここに列記するほどの状況ではないということは社会福祉協議会から伺っている。今後、社会福祉協議会をどのように位置付け、連携が可能かどうかなど、引き続き調査・研究をしていく。

委員 居住支援協議会に関して言っているというよりは、コミュニティづくりに社会福祉協議会を入れるとよいのではないかという話だった。特段それを取り上げるという意味ではない。

都市整備部長 目黒区も今、今後のコミュニティのあり方について取り組んでおり、住区住民会議や町会自治会といった団体や、地域コミュニティはどうか等について整理し、素案をまとめている。コミュニティづくりに最も大事なものは、地域の方々、住区住民会議、町会自治会、なおかつ今述べた団体、民間事業者等、それらがどのように連携できるかが大きなテーマなので、そこを含めて今、企画所管の方で施策として取り組んでいる。その中には福祉のコミュニティづくりも勿論含まれており、ツールとしての福祉、都市環境、環境保全等の多くのツールの中でやっていかないといけないということで進めている。

住宅課長 福祉との連携が必要だという認識はある。これは住宅セーフティネットに関わらず、コミュニティの部分でも必要だと思っていて、福祉所管とも意見交換を行った上でここに至っている。

会長 色々事情があることは分かった。ただ様々な事象を考慮した上で将来を見据えたときに、福祉が当たり前のようになり大変重要になることが増えたと思う。キーパーソンでもある社会福祉協議会の活躍について、今回意見があったということである。

委員 61 ページ (2) を拝見すると、維持管理の促進、分譲マンション、賃貸マンション、空き家の適切な維持管理の促進とあるが、戸建て住宅の維持管理の話がない。ということは、私が当初より主張している民泊についての項目が完全に抜けている。いずれ目黒区にも民泊の問題が出てくると思う。責任ある住まい手の主体的取組と支援の中に民泊も入るということで、以前議論になった。民泊に関する使用の目的が書かれていないが、民泊についてどのように考えているのか。

住宅課長 民泊に関しては、審議会の答申の中では取り扱わない方向で整理され、議題に上がってこなかった。答申を受けて計画を作成しているので、結果的に載っていないということである。広く行政の立場で民泊について述べると、非常に新しい事案でまだ漠然とした部分がある。住宅マスタープランを作る段階ではまだ見極めができない部分がある。課題等についてはこれより数年後に民泊についてはっきりしてくると思う。それらのことを踏まえ、今回の改定では技術的なことを含め、扱ってはいないということをご理解頂きたい。

会長 別に検討するというわけではないのか。

都市整備部長 補足だが、住宅マスタープランについては公営住宅法もあり、また国や都の住宅政策の動向を背景として、住宅基本条例に基づいて策定している。民泊はあくまで住宅施策ではないので、住宅マスタープランの中に入れるという訳ではない。民泊というのは色々な所管に跨がる事案である。例えば民泊は、その運営内容によっては、旅館事業法に関連することになり、生活衛生の関係上保健所の許可が必要になる。通常、旅館や簡易宿泊所等は保健所でチェックし、また消防署が消防設備等の確認を行い、最終的にチェックを受けて営業ができるという流れとなっている。ただし民泊については、単に届出すればよいという流れとなっていて、現在、生活衛生や企画経営等

の部署で検討をしている。目黒区は住居専用地域が約 6 割と多く、住居系が 81%あるので、まさしく住宅のまちである。そこに悪影響が出ると困っている。23 区の真ん中のエリアにおいて、民泊に関する課題が発生しているということで、条例の策定やそれに向けたパブリックコメント等の動きがあるようである。住宅施策における維持管理は、マンションも今後老朽化が進む中で、例えば適正な建替えや住環境の改善・向上等といった、マンションの管理に関する内容である。一方、民泊は「人に貸す」という行為であり、違う話になるので、ここでは取り上げていない。そのため、ここでは空き家を民泊として貸した場合の貸借については内容として含めず、空き家の適切な維持管理について入れている。民泊については、住宅マスタープランとは別の枠組でルールを定めていく。

委員 61 ページ (2) は分譲マンションと空き家のみとなっているが、一般的な戸建て住宅の適切な維持管理の推進についての項目も必要なのではないか。

会長 例えば分譲マンション等は合意形成しながら取り組んでいかなければならず、個々の住宅とは異なる問題を抱えている。それらについて取り上げて書かれているということである。一般的な戸建て住宅については、個々で取り組む、あるいは住まいの学習等で取り上げるという組み立てとなっている。

委員 48 ページ 3 (3) について、民生委員として情報を提供させて頂くと、今年の春から社会福祉協議会が主体となって「目黒区南部支え合いまち会議」を立ち上げ、住区住民会議や町会自治会、老人クラブなどが加わっている。既に何度か会議を実施し、来年 3 月までには、地域コミュニティづくりを実施する。このように、区営住宅や民間住宅に新たに入居した方々も一緒に巻き込んで地域コミュニティづくりをしながら皆で一緒に生活をしていこうという取組みを現在進めている。

委員 今回 2 回目の参加で、昨年度以前の審議のことは分からない状態で計画素案も拝見しているが、「住まい手の主体的取組と支援」については、言い回しもよく、分かりやすいのでよいのではないかと思う。

委員 62 ページのアの 3 つ目について、目黒区でもマンションが増えていく中で、各マンション内で防災にきちんと取り組むことが大事になっているが、住宅所管に防災マニュアルの手引きを置いてもらう段階までで施策が留まっていた。今回「新規」と付いているが、何か新たに施策があるのか。

住宅課長 前回も説明したが、まず前提として「新規」と示してある施策は、全部が全くの新規ということではなく、一部のものは、事業自体は元々存在するが、本計画の中に初めて掲載したという意味で「新規」と扱うというルールとなっている。質問されている項目については、防災所管との連携事業となっているが、予算措置の関係上、実施日や実施方法等の詳細内容が決定しているということではない。それらは住宅所管だけで実施できることではないため、防災所管との連携の中で具体的内容を考える。民泊の問題もここ数年間で出てくることも想定した上で、マンションの居住者一人ひとりとは中々接点は持ちにくいのが、各マンションにおける組合があれば、組合の皆さんと

の接点を持ちながら支援できるような仕組みづくりが必要かと思っている。ただ、予算措置や事業計画等の関係上、この場での具体的説明は難しいことをご理解頂ければと思う。

会長  いつ地震が起こるか分からない状況なので、何か取り組むのであれば、進めてもらえればと思う。

委員  平成 33 年には区民住宅を全部返還してゼロになってしまうという話がある。住宅確保要配慮者の対象について、今回の住宅セーフティネットの改正によって拡大した中で、財源はどうするのかという話になる。それに対し区の考えは、区民住宅を廃止し、家賃助成に振り向けるとしているが、その規模が書かれていない。なぜ具体的に示さないのか。

住宅課長  区民住宅については、返還をしていく方向性が「区有施設見直し計画」の中で整理されているので、そのように進めていきたいと考えている。今の制度の中で空き室が解消する状況には目黒区はないので、返還することが適当である。家賃助成について、助成制度は本来財政バランスを踏まえ、予算編成の中で対応することであり、そもそも計画に載せる内容ではないという基本的な考え方を踏まえると、計画にいつ何戸にするという具体的数値は示さないといったルールに沿った結果である。

委員  第 5 次までの計画では前期・後期に分かれており、各期目標を立てていた。しかし第 6 次では前期・後期と分かれていない。また 66 ページについて、具体的目標が数値ではなく矢印に変わっている。これが少々不満である。少なくとも第 5 次計画の後期目標で謳っている区営住宅 610 戸と高齢者福祉住宅 270 戸を下回らない目標値を第 6 次前期計画で掲げるべきではないか。

住宅課長  矢印については、以前も回答したように、将来人口や財政等の先行きに不透明感がある中で、目標数値を提示するのは技術的に難しいという理由がある。本計画が基本的な考え方や方向性を示すものであることを踏まえると、増やしていきたいという意思をここで示しており、具体的に何戸増やすと示すものはない。また増やす方法としては、これも以前説明したが、大規模改修や建替え等、時代に合った部屋の作り方で戸数を増やすことも可能なので、方向性としては増やしていく方向を持っている。

委員  区民住宅をセーフティネット住宅に変えることができるのに、なぜやらないのか、という疑問がある。

委員  改定素案を拝見し、分かりやすくまとまっていると思う。議員として、区民から「区営住宅に入りたい」という声をよく聞く。けれども今回、「区営住宅は全て売却し、その財源を福祉等に回したらどうか」という意見があれば、「区営住宅を増やしてほしい」という意見もあり、大変参考になった。また「区民住宅は平成 33 年にはゼロになってしまう、区民住宅を返還ばかりしておかしいではないか。」という話も出ていたが、以前区民住宅のオーナーと話す機会があったときに、「むしろ区に返還してもらってよかった。区民住宅の時の家賃は 17～18 万だったが、台所や壁周りを修繕したら、20 万以上で貸せるようになった。もっと早く返してもらえばよかった。」と言われた。

委員 住宅マスタープランは課題を解決するためだけにあるのではなく、目黒区の住宅をどうしていくのかというパッケージの中に、基礎の部分として必要なものは必ずある。課題と全部紐付いた施策が並んでいなくてもよいと思うが、第5次から引き継いだものは何か、新規はなぜこれが新規として提示されたのかということがやはり分かりにくい。また、住宅所管がコミュニティに対して何か取り組むというイメージは私にはない。コミュニティは地域振興所管等が実施するイメージが強いので、住宅所管がどこまで手を出せるのかが見えない。一方で、住宅を作っていくと、どんどん住宅施策に取り組んでいかなければならなくなるが、例えば高齢者であれば、地域包括ケアが個人に対して介護を行い、同時に住まいの相談も実施すると思われる。つまり相談窓口が住宅施策を持っているという状態が、私は一番見えやすいと思う。なので、住宅所管として、どこまで目黒区の住宅に特化して色々取り組んでいくのか、どのように取り組んでいくのかについて、疑問に感じた。

住宅課長 今までは住宅施策として「ハコ（住宅）」をどうするかに焦点が向けられていたが、最近では住生活といったより広い範囲、場合によってはコミュニティに関わるような、「人」に焦点を当てた施策に徐々にシフトしてきたという大きな流れがある。住宅施策に特化した計画にする方が分かりやすいというご指摘は、その通りであるが、どうしてもグレーゾーンが出ている。例えばコミュニティについては、「人」に視点を当てた場合に、除けなかった。一方、第5次にあるようなユニバーサルデザインのまちづくりは、住宅所管でできることではない。といったように、今回の改定素案については、住宅所管としてできるものとできないものを選択・整理した。繰り返しになるが、様々な所管が連携しないと一定の効果が出せないことから、他の所管の計画にも間違いなく住宅のことは載っており、住宅所管の計画にも他の所管の内容が載り合っているという実態はある。そのような実態は一定程度必要なことではないかと思っている。

都市整備部長 補足すると、2ページにおいて、基本構想は目黒区の根幹をなすもので、その中に基本計画があり、コミュニティというのも当然含まれる。その中に補助計画が並んでいる。住宅については住宅マスタープラン、あるいは都市計画マスタープラン、緑の基本計画等が関連する。様々な計画がある中で、コミュニティづくりや関連する事業は各々入れていくという流れとなる。例えばマンションや地域コミュニティ等、コミュニティについてはどの所管にも重なってくる重要な内容なので、どこの所管に重なってもよいと思っている。福祉の観点も同様である。それらをきちんと位置付けて区民に示していくということが、今回のマスタープランの重要事項である。コミュニティが馴染まないのではなく、住宅施策の中でも、コミュニティはやはり大事なポイントであると、今回整理した。

委員 国では「住生活基本計画」となっており、住宅の単なる建設・供給の話ではなく、住生活をどのようにしていくかという方針になっているのに、各区で未だに「住宅マスタープラン」と書かれているのは、あまり賛成ではない。

他県では「住生活」とすることで、少し柔らかい印象となっている。また、住宅所管は何について責任を持っているのか。どこが責任を持って取り組んでいるのかが見えない。そこがもう少し見えれば、住宅所管が何に取り組むのか分かりやすくなるのではないか。

## (2) その他

住宅課長 次回、第3回住宅政策審議会は3月を予定している。第3回住宅政策審議会では改定案について情報提供を行い、その後正式に改定となる。ただし、日程調整の都合上3月開催が厳しい可能性がある。その場合は、改定後となり、スケジュールが逆転するが、来年度4月開催もあり得る。詳細な日時が決定次第ご連絡する。

## 4 閉会

会長 以上で本日の審議회를終了する。

以上は、会議の概要であることを証する。

委員署名

---

---